



福島県報

目次

規則

○福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の

一部を改正する規則

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四百号

福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

福島県保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十九年福島県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「省令」に改める。

第二条中「第十二条の規定によつて」を「第十二条第五項の規定により」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

(准看護師再教育研修の受講の届出)

第三条 法第十五条の第二項の規定により准看護師再教育研修を受けるよう命ぜられた者は、准看護師再教育研修受講届出書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(准看護師再教育研修修了の登録の申請)

第四条 法第十五条の第四項の規定による准看護師再教育研修を修了した者の登録の

申請は、准看護師再教育研修修了登録申請書(第三号様式)により行うものとする。
第十四条を第十九条とする。

第十三条第一号中「第三条」を「第八条」に改め、同条第二号中「第四条、第五条、第六条、第七条及び第十条」を「第九条から第十二条まで及び第十五条」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「規則」を「省令」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の見出しを「(准看護師試験の合格証明書)」に改め、同条中「規則」を「省令」に、「によつて」を「による申請に基づき」に、「准看護師試験合格証明書は、第十号様式」を「准看護師試験の合格証明書は、准看護師試験合格証明書(第十四号様式)」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に次の五条を加える。

(准看護師免許証の書換交付の申請)
第十一条 政令第六条第二項の規定による准看護師免許証の書換交付の申請は、准看護師免許証書換交付申請書(第八号様式)により行うものとする。

(准看護師免許証の再交付の申請)
第十二条 政令第七条第二項の規定による准看護師免許証の再交付の申請は、准看護師免許証再交付申請書(第十号様式)により行うものとする。

(准看護師試験の受験願書)
第十三条 省令第二十七条の規定により提出する准看護師試験の受験願書は、准看護師試験受験願書(第十一号様式)によるものとする。

(准看護師試験の合格証書)
第十四条 省令第二十九条の規定により交付する准看護師試験の合格証書は、第十二号様式によるものとする。

(合格証明書の交付の申請)
第十五条 省令第三十条第一項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付の申請は、准看護師試験合格証明書交付申請書(第十三号様式)により行うものとする。

第六条から第十条までを削る。

第五条の見出しを「(准看護師籍の抹消の申請)」に改め、同条中「によつて提出する」を「による」に、「抹消申請書は、第四号様式によらなければならない」を「抹消の申請は、准看護師籍抹消申請書(第九号様式)により行うものとする」に改め、同条を第十条とし、第四条の次に次の五条を加える。

(准看護師の再教育研修修了登録証)
第五条 法第十五条の第二項の規定により交付する准看護師の再教育研修修了登録証は、准看護師再教育研修修了登録証(第四号様式)によるものとする。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付の申請)
第六条 法第十六条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の書換交付の申請は、准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書(第五号様式)により行うものとする。

(准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請)
第七条 法第十六条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請は、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書(第六号様式)により行うものとする。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 再教育研修を修了したことを証する書類

第4号様式 (第5条関係)

准看護師再教育研修修了登録証

第 号

本 籍 地 年 月 日生
氏 名

保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) の規定により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍へ登録した。
よってこの証を交付する。

年 月 日

福島県知事 氏 名 印

| | | | |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 准看護師免許の登録番号 | 第 号 | 准看護師免許の登録地 | 都道 府県 |
| 准看護師免許の登録年月日 | 年 月 日 | 行政処分等を受けた年月日 | 年 月 日 |
| 再教育研修の修了年月日 | 年 月 日 | 再教育研修修了登録年月日 | 年 月 日 |
| 修了した再教育研修の種類 | | | |

第5号様式 (第6条関係)

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

収 入 証 紙

年 月 日

福島県知事

本籍地

住 所

氏 名

年 月 日生

下記により、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

記

- 1 准看護師免許の登録番号
- 2 准看護師免許の登録年月日
- 3 変更を生じた事項
変更前
変更後
- 4 変更の事由
- 5 変更の年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 准看護師再教育研修修了登録証
- 2 准看護師免許証の写し
- 3 戸籍の謄本又は抄本

第6号様式 (第7条関係)

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

収 入 証 紙

年 月 日

福島県知事

住 所

氏 名

下記により、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

記

- 1 本籍地
- 2 氏名及び生年月日
- 3 准看護師免許の登録番号
- 4 准看護師免許の登録年月日
- 5 准看護師再教育研修修了登録年月日
- 6 再交付申請の事由

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 准看護師再教育研修修了登録証をき損した場合にあつては、そのき損した准看護師再教育研修修了登録証
- 3 亡失した場合にあつては、亡失に係る官公署の証明書又は本人の申立書

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県保健師助産師看護師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県保健師助産師看護師法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（医療看護職）

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第13号

福島県警察の組織に関する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「警察関係地方公益法人」を「警察関係地方特別民法法人」に改める。
 第3条の3中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) オウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

福島県人事委員会規則第四十号

職員の給与の支給に関する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第九を次のように改める。

別表第九（第33条の11関係）

| 職員の区分 | 職務の級 | | | |
|------------|----------|--------|--------|--------|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
| 再任用職員以外の職員 | 1から4まで | 円 | 円 | 円 |
| | 5から8まで | 3,900 | 5,000 | 10,100 |
| | 9から12まで | 4,100 | 5,200 | 10,400 |
| | 13から16まで | 4,200 | 5,500 | 10,700 |
| | 17から20まで | 4,400 | 5,800 | 11,100 |
| | 21から24まで | 4,700 | 6,000 | 11,400 |
| | 25から28まで | 4,900 | 6,200 | 11,700 |
| | 29から32まで | 5,100 | 6,600 | 11,900 |
| | 33から36まで | 5,400 | 7,100 | 12,200 |
| | 37から40まで | 5,600 | 7,400 | 12,600 |
| | 41から44まで | 5,800 | 7,700 | 12,900 |
| | 45から48まで | 6,100 | 8,300 | 13,200 |
| | 49から52まで | 6,300 | 8,600 | 13,500 |
| | 53から56まで | 6,600 | 8,900 | 13,700 |
| | 57から60まで | 6,800 | 9,600 | 14,000 |
| | 61から64まで | 7,000 | 9,900 | 14,200 |
| 65から68まで | 7,200 | 10,200 | 14,400 | |
| 69から72まで | 7,400 | 10,500 | 14,600 | |
| 73から76まで | 7,700 | 10,800 | 14,800 | |
| 77から80まで | 7,900 | 11,100 | 14,900 | |
| 81から84まで | 8,100 | 11,400 | 15,100 | |
| 85から88まで | 8,200 | 11,600 | 15,100 | |
| 89から92まで | 8,400 | 11,800 | 15,100 | |
| 93から96まで | 8,500 | 12,200 | 15,100 | |
| 97から100まで | 8,700 | 12,400 | 15,100 | |
| 101から104まで | 8,800 | 12,600 | 15,100 | |
| | 9,000 | 12,900 | | |

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

| | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 105から108まで | 9,100 | 13,100 | | |
| 109から112まで | 9,200 | 13,300 | | |
| 113から116まで | 9,200 | 13,400 | | |
| 117から120まで | 9,400 | 13,600 | | |
| 121から124まで | 9,500 | 13,700 | | |
| 125から128まで | 9,600 | 13,900 | | |
| 129から132まで | 9,700 | 14,000 | | |
| 133から136まで | 9,800 | 14,100 | | |
| 137から140まで | 9,900 | 14,100 | | |
| 141から144まで | 9,900 | 14,100 | | |
| 145から148まで | 10,100 | 14,100 | | |
| 149から152まで | 10,200 | 14,100 | | |
| 153 | 10,300 | 14,100 | | |
| 再任用職員 | 6,300 | 7,700 | 10,100 | 12,900 |

附 則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十四日

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第四十一号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二アの表三級の項中「別表第三」を「別表ア」に改め、別表第一の二イの表三級の項中「別表第三」を「別表イ」に改める。
別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五 (第8条関係)

| 職員の区分 | 職務の級 | | | |
|-------|------|-----|-----|-----|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
| 再任 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | |
|------------|-------|--------|--------|--------|
| 1から4まで | 3,900 | 4,200 | 8,400 | 13,500 |
| 5から8まで | 4,100 | 4,500 | 8,800 | 13,800 |
| 9から12まで | 4,200 | 4,700 | 9,100 | 14,100 |
| 13から16まで | 4,400 | 5,000 | 9,800 | 14,400 |
| 17から20まで | 4,700 | 5,200 | 10,100 | 14,800 |
| 21から24まで | 4,900 | 5,500 | 10,400 | 15,100 |
| 25から28まで | 5,100 | 5,800 | 10,700 | 15,300 |
| 29から32まで | 5,400 | 6,000 | 11,100 | 15,500 |
| 33から36まで | 5,600 | 6,200 | 11,400 | 15,800 |
| 37から40まで | 5,800 | 6,600 | 11,700 | 15,900 |
| 41から44まで | 6,100 | 7,100 | 11,900 | 15,900 |
| 45から48まで | 6,300 | 7,400 | 12,200 | 15,900 |
| 49から52まで | 6,600 | 7,700 | 12,600 | 15,900 |
| 53から56まで | 6,800 | 8,300 | 12,900 | 15,900 |
| 57から60まで | 7,000 | 8,600 | 13,200 | 15,900 |
| 61から64まで | 7,200 | 8,900 | 13,500 | 15,900 |
| 65から68まで | 7,400 | 9,600 | 13,700 | |
| 69から72まで | 7,700 | 9,900 | 14,000 | |
| 73から76まで | 7,900 | 10,200 | 14,200 | |
| 77から80まで | 8,100 | 10,500 | 14,400 | |
| 81から84まで | 8,200 | 10,800 | 14,600 | |
| 85から88まで | 8,400 | 11,100 | 14,800 | |
| 89から92まで | 8,500 | 11,400 | 14,900 | |
| 93から96まで | 8,700 | 11,600 | 15,100 | |
| 97から100まで | 8,800 | 11,800 | 15,100 | |
| 101から104まで | 9,000 | 12,200 | 15,100 | |
| 105から108まで | 9,100 | 12,400 | 15,100 | |
| 109から112まで | 9,200 | 12,600 | 15,100 | |
| 113から116まで | 9,200 | 12,900 | 15,100 | |
| 117から120まで | 9,400 | 13,100 | | |
| 121から124まで | 9,500 | 13,300 | | |
| 125から128まで | 9,600 | 13,400 | | |
| 129から132まで | | 13,600 | | |
| 133から136まで | | 13,700 | | |
| 137から140まで | | 13,900 | | |
| 141から144まで | | 14,000 | | |
| 145から148まで | | 14,100 | | |
| 149から152まで | | 14,100 | | |

| | | | | | |
|-------|------------|--------|--|--|--------|
| 再任用職員 | 153から156まで | 14,100 | | | |
| | 157から160まで | 14,100 | | | |
| | 161から164まで | 14,100 | | | |
| | 165 | 14,100 | | | |
| | | 7,700 | | | |
| | | 10,100 | | | |
| | | | | | 12,900 |

別表第6 (第8条関係)

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 級 | | | |
|------------|------------|---------|---------|----------|----------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 再任用職員以外の職員 | 1から4まで | 円 3,900 | 円 5,000 | 円 10,100 | 円 13,500 |
| | 5から8まで | 4,100 | 5,200 | 10,400 | 13,800 |
| | 9から12まで | 4,200 | 5,500 | 10,700 | 14,100 |
| | 13から16まで | 4,400 | 5,800 | 11,100 | 14,400 |
| | 17から20まで | 4,700 | 6,000 | 11,400 | 14,800 |
| | 21から24まで | 4,900 | 6,200 | 11,700 | 15,100 |
| | 25から28まで | 5,100 | 6,600 | 11,900 | 15,300 |
| | 29から32まで | 5,400 | 7,100 | 12,200 | 15,500 |
| | 33から36まで | 5,600 | 7,400 | 12,600 | 15,800 |
| | 37から40まで | 5,800 | 7,700 | 12,900 | 15,900 |
| | 41から44まで | 6,100 | 8,300 | 13,200 | 15,900 |
| | 45から48まで | 6,300 | 8,600 | 13,500 | 15,900 |
| | 49から52まで | 6,600 | 8,900 | 13,700 | 15,900 |
| | 53から56まで | 6,800 | 9,600 | 14,000 | 15,900 |
| | 57から60まで | 7,000 | 9,900 | 14,200 | 15,900 |
| 61から64まで | 7,200 | 10,200 | 14,400 | 15,900 | |
| 65から68まで | 7,400 | 10,500 | 14,600 | | |
| 69から72まで | 7,700 | 10,800 | 14,800 | | |
| 73から76まで | 7,900 | 11,100 | 14,900 | | |
| 77から80まで | 8,100 | 11,400 | 15,100 | | |
| 81から84まで | 8,200 | 11,600 | 15,100 | | |
| 85から88まで | 8,400 | 11,800 | 15,100 | | |
| 89から92まで | 8,500 | 12,200 | 15,100 | | |
| 93から96まで | 8,700 | 12,400 | 15,100 | | |

| | | | | | |
|-------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 再任用職員 | 97から100まで | 8,800 | 12,600 | 15,100 | |
| | 101から104まで | 9,000 | 12,900 | | |
| | 105から108まで | 9,100 | 13,100 | | |
| | 109から112まで | 9,200 | 13,300 | | |
| | 113から116まで | 9,200 | 13,400 | | |
| | 117から120まで | 9,400 | 13,600 | | |
| | 121から124まで | 9,500 | 13,700 | | |
| | 125から128まで | 9,600 | 13,900 | | |
| | 129から132まで | 9,700 | 14,000 | | |
| | 133から136まで | 9,800 | 14,100 | | |
| | 137から140まで | 9,900 | 14,100 | | |
| | 141から144まで | 9,900 | 14,100 | | |
| | 145から148まで | 10,100 | 14,100 | | |
| | 149から152まで | 10,200 | 14,100 | | |
| | 153 | 10,300 | 14,100 | | |
| | | 6,300 | 7,700 | 10,100 | 12,900 |

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第四十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第八条」を「第十四条」に改める。

第十三条第三項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「六千円」に改め、同項第三号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同項第四号中「千二百円」を「二千四百円」に改める。

第三十七条を第三十五条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

(採用給与課)